明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（四九）　二
○令和五年八月十二日から同月十七日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（五〇）　三
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（五一）　四
〔省　令〕
○職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令
（厚生労働四一）　四
○無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令の一部を改正する省令（国土交通一九）　四
〔告　示〕
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件
（総務五八、六〇）　五
○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件
（同五九、六一）　五
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件
（中央選挙管理会四、五）　六
○畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件（消防庁四）　六
○日本国に帰化を許可する件
（法務六〇）　六
○畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件の一部を改正する件
（農林水産・国土交通一）　七
○昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）の一部を改正する件
（環境一一）　八
○海上における射撃訓練を実施する件
（防衛五七～五九）　八
○都市計画に関する件
（東北地方整備局三三、三四）　八
○道路に関する件
（関東地方整備局七七）　八
○都市計画に関する件
（四国地方整備局一九）　八
〔国会事項〕
内閣　九
〔人事異動〕
内閣　九
〔叙位・叙勲〕
内閣　九
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、特定保険募集人の所在の確知等、酒類の地理的表示を指定する件関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他
会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第四九号）（内閣府本府）

1　令和五年等に発生した豪雨、地滑り、暴風雨等による災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定することとした。

2　特定地域に係る激甚災害に対し、次に掲げる措置のうち適用すべきものをそれぞれ指定することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

㈣　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

㈤　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和五年八月十二日から同月十七日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第五〇号）（内閣府本府）

1　令和五年八月一二日から同月一七日までの間の暴風雨による激甚災害に対する公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用される区域に鳥取県八頭郡八頭町の区域を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。